

報告第11号

専決処分の報告について《令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月27日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第10号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月19日

京丹後市長 中山 泰

令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について

令和7年7月3日京丹後市議会（6月定例会）において議決のあった令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（建築主体工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「265,100,000円」を「268,349,400円」に、「24,100,000円」を「24,395,400円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（建築主体工事）について、現状地盤の状況精査により、発生土処理の数量等を変更する。

(1) 主な変更の概要

ア 発生土処理の変更 82 m³増

イ 交通誘導員の減員 70人減